

機関番号：32412

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530530

研究課題名（和文） 障害を持つ人々の権利侵害と環境要因との関連性に関する研究

研究課題名（英文） Study of the Relationship between the Abuse of People with Disabilities and the Environment

研究代表者

増田公香（MASUDA KIMIKA）

聖学院大学・人間福祉学部・教授

研究者番号：60316776

研究成果の概要（和文）：平成 20 年度には障害者施設で働く 130 名の支援者に対して権利侵害と労働環境の実態把握を行った。平成 21 年度には A 県全障害者施設のうち施設長から承諾が得られた施設 31 施設から、また比較として高齢者施設 2 施設に対して同じ調査を行った。平成 22 年度には全都道府県の障害者施設のうち施設長から承諾が得られた施設合計 546 施設の支援者 1,713 名に対して郵送によるアンケート調査を行った。

研究成果の概要（英文）：The study was conducted against 130 persons who work at agency for people with disabilities regarding abuse and their job environment in 2008. Two studies were conducted in 2009. First was conducted against persons who work at 31 agencies in A prefecture. And the second was conducted against persons who work at agencies for aging people. In 2010, a nationwide study was conducted against 1,713 persons who work at 564 agencies for people with disabilities by mail.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
平成 20 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
平成 21 年度	900,000	270,000	1,170,000
平成 22 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：障害者福祉・リハビリテーション

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：障害を持つ人々の支援と権利侵害・障害者施設の労働環境・高齢者施設の労働環境・支援者の労働環境に関する満足度

## 1. 研究開始当初の背景

研究開始当初は以下の背景が存在した。

- (1) 障害を持つ人々の権利侵害に関する実態把握の欠如

児童虐待や高齢者虐待に関しては多くの実態把握が行われているが、障害を持つ人々の権利侵害・虐待に関する実態把握についてはほとんど手付かずの状況であった。

- (2) 障害を持つ人々の権利侵害に関して数

量的把握の欠如

障害を持つ人々の権利侵害については虐待事件の報告等があるが、数量的把握を通して科学的視点からの実態把握はほとんどない。

- (3) 支援者の労働環境を視野に入れた実態把握の欠如

筆者は、平成 18-19 年度において障害を持つ当事者及び家族の視点から権利侵害の実態把握を行った。その際次の点が問題として

残った。

- ① 権利侵害の具体的内容把握の欠如
- ② 被権利侵害者と権利侵害者との間に推測される意識・認識の誤差の確認
- ③ 障害者施設における支援者の労働環境の実態把握の欠如

以上の背景を踏まえ、筆者は支援者の視点から権利侵害の発生及び労働環境要因との関連性から障害を持つ人々の権利侵害を多角的に検討することが必要と考えた。

## 2. 研究の目的

申請時における研究目的は以下の点だった。

- (1) 障害を持つ人々の権利侵害の詳細把握  
当事者の視点から権利侵害の具体的な状況と発生場所・人的及び物理的環境さらには地域的特性等について検討する。
- (2) 障害を持つ人々の支援に携わる専門職に対する実態把握  
障害を持つ人々の支援に直接携わる支援者の専門性・労働環境等彼らを取り巻く環境要因と権利侵害との関連性を探求する。
- (3) 海外のプログラムの把握  
海外で展開されている権利侵害に対するプログラムを視察し理解する。

## 3. 研究の方法

3か年の研究に関しては次の方法で展開した。

### (1) 平成20年度

平成20年度は、障害者施設のうち2身体障害者施設・1知的障害者施設の支援者130名に対して無記名で回答してもらい郵送にてアンケート調査を行った。

### (2) 平成21年度

平成21年度は、以下2つの主な調査を行った。

#### ① A県内の障害者施設の支援者に対する調査

A県内における障害者施設の支援者に対してアンケート調査を行った。具体的方法としては、次のプロセスにて行った。

第一段階としてA県内131施設の障害者施設の施設長に対し、調査の趣旨等を詳細に説明した。

第二段階としては、第一段階で施設長から調査の承諾が得られた31施設の支援者に対して権利侵害の経験と労働環境について無記名にて郵送にてアンケート調査を行った。

#### ② 高齢者施設における実態把握

高齢者施設で働く支援者に対して権利侵害体験の実態と労働環境について把握した。

### (3) 平成22年度

平成22年度は、日本全国の障害者施設

の支援者を対象に対して、障害を持つ人々に対する権利侵害体験の有無と彼らを取り巻く労働環境の実態把握を行った。

具体的には、施設長の承諾が得られた564施設において直接支援に携わっている支援者1,713名に対し郵送によるアンケート調査を実施した。

## 4. 研究成果

### (1) 施設間の格差

平成20年度は、3障害者施設で支援に携わる130名の支援者を対象に、権利侵害の実態把握及び労働環境に対する意識調査を行い、3か年の研究の基礎となる調査を行った。

その結果、108名から有効回答が得られた(有効回答率83.1%)。平均年齢は37.4%だった。性別に関しては、男性が43名(39.8%)・女性65名(60.2%)だった。

この研究の特徴は、同一県内において経営主体がまったく異なる3施設を対象にした点だった。また依頼した施設長からの要望もあり、3施設の労働条件の格差と権利侵害の実態把握と職場に対する満足度等を明らかにした点にある。そして、経営主体がまったく異なる3施設における労働環境と権利侵害の実態等について3群に分類し比較検討した。その結果、次の点が明らかになった。

#### ① 所得の実態と所得に対する満足度は比例しない

結果を施設ごとに3グループに分類した結果、給与が130~200万円台が最も多く平均所得が最も低かったグループが給与に対する満足度として「大変満足している」「満足している」が全体の42%を占め満足度が最も高かった。一方、最低所得が200万円以上で500~600万円台が全体の19%を占める施設では、所得に対する満足度は「満足していない」が57%「大変不満足」が6%と「満足していない」が全体の63%を占めていた。この結果より、所得の実態と所得に対する満足度は必ずしも比例しない、ということが明らかになった。

#### ② 労働環境に対する満足度と利用者への権利侵害とは関連する

権利侵害の経験と労働環境に対する満足度との関連性について $\chi^2$ 乗検定を行った結果、給与及び勤務体制の項目とはすべて $p < .01$ で有意だった。

また、施設ごとに3群について詳細をみると、次の通りだった。

「勤務時間に対する満足度」「勤務体制への満足度」「給与に対する満足度」という労働環境に対する満足度と利用者に対する権利侵害との関連性について検討した。その結果、勤務時間・勤務体制・給与に対する満足度と権利侵害とは関連性があることが確認された。「利用者を殴った

りたいたりしたことの経験の有無」について回答者のうち27%が「ある」と回答した施設においては、勤務時間に対して43%が勤務体制について59%が給与に関しては62%が「満足していない」と回答した。このような結果から、労働環境に対する満足度と権利侵害との間に関連性があることが確認された。

- ③ 専門資格と権利侵害との関係性
- 3 施設間の支援者の専門資格と権利侵害との関係性についてみると、次の点が明らかとなった。つまり、保育士の資格取得者が全体の41%を占める施設では、「利用者を殴ったりたたいたりしたことの経験が「ある」と回答した者は全体の27%だった。その一方で介護福祉士・社会福祉士の資格者が全体の31%を占める施設においては「ある」と回答した者は0%だった。この結果から、やはり社会福祉の専門教育を受けた資格者による支援が権利侵害の予防に結び付くといえると考えた。

本研究では、経営主体がまったく異なる3施設において権利侵害と労働環境との関連性を分析した。同一地域における施設であるため地域住民の平均所得等は同一であると考えられる。その結果、労働環境及び支援者の専門生徒が権利侵害の実態と関連性があることが確認された。このことより、やはり施設経営者の経営方針さらには支援者の専門性が障害を持つ人々に対する権利侵害の予防因子として位置付けられると考えられる。

#### (2) 障害者施設の閉鎖性

平成21年度は、A県内における障害者施設の支援者に対して権利侵害の実態と労働環境の実態把握を行った。

その調査方法として、まずA県内の131施設の施設長に対し、調査の趣旨及び目的を詳細に文書にて送付した。その結果、31施設の施設長からのみ承諾が得られた（有効回答率23.7%）。承諾を断る理由としては、次のような回答が多かった。「現在施設内業務が多忙なため協力できない」「当施設ではすでに権利侵害に関しては十分な研修を行っているため特に調査は必要としない」であった。調査に対する承諾率が極めて低い事実は、障害者施設の閉鎖性に結び付くものといえよう。障害者施設の権利侵害等を考える際、最も重要となってくる施設のオープンさからは程遠い事実がこの承諾率の低さから推察できた。

#### (3) 障害者施設における支援者の低所得の実態

平成21年度ではA件に焦点をあて障害者施設の支援者の労働環境と権利侵害の実態把握を行った。131施設中承諾が得られた31

施設のうち254名の支援者から有効回答が得られた。労働環境のうち所得に焦点を当ててみると、200～300万円台が36名（33.0%）と最も多く、次いで100万円以下が全体の15.7%を占めていた。自由記述においては、所得に対する不満が多く、4年制大学を卒業し社会福祉士の国家資格を取得しているにもかかわらず年収が100万円以下という回答者が複数存在した。国家資格ができて20年が過ぎようとしている我が国の社会福祉において、専門性と資質の保証を図るには同時に所得保障を強化する必要性は喫緊の課題であるといえよう。また所得をはじめとした労働環境整備されることにより権利侵害の予防促進が図られると考えられる。

#### (4) 所得の地域間格差の実態

平成21年度は前述したようにA県内の障害者施設に焦点を当てて実態把握を行った。その一方で平成22年度には、全国の障害者施設のうち施設長から承諾が得られた564施設において直接支援に携わっている支援者1,713名に対し権利侵害と労働環境との関連性について実態把握を行った。その結果、1,135名から有効回答が得られた。

平成21年度のA県に焦点を当てた調査と平成22年度の全国調査を比較すると次の点が明らかになった。

#### ① 所得の格差

まず所得の格差についてであるが、A県の場合年間所得は200～300万円台が全体の33.0%と最も多かったが、その一方で100万円以下が全体の15.7%を占めていた。しかしながら、平成22年度に実施した全国調査では200～300万円台が31.4%と最も多かった一方で、100万円以下はわずか2.7%に留まっていた。

この事実から、障害者施設における支援者の所得に関しては地域間で大きな格差があると考えられる。

#### ② 権利侵害の差異

権利侵害の経験の実態に関しては、A県の場合、「部屋に閉じ込めたことの有無」に関しては「あり」と回答した者は全体の9.1%に留まっていたが、平成22年度の全国調査では13.8%となっていた。また、「薬を食事に混ぜて食べさせた経験の有無」については、A県では全体の21.3%に留まっていたが、全国調査では31.2%と極めて高かった。以上の結果から、権利侵害の実態に関しても地域間格差がみられる事実が明らかとなった。

#### (5) 社会福祉の有資格者の促進強化の必要性

平成22年度の全国調査においては、前述したとおり1,135名から有効回答が得られた。そのうち回答者の専門資格についてみると介護福祉士が全体の18%・社会福祉士が

12%・ヘルパーが21%・精神保健福祉士が4%で、社会福祉の専門の有資格者は全体の55%に留まっていた。そのうち国家資格取得者はわずか34%であった。またその他の資格としては、保育士が13%で次いで看護師が1%であった。さらに無資格者が全体の13%にも及んでいた。前述の(1)③で述べたように平成20年度の調査結果から社会福祉の専門資格の有無と権利侵害の実態は関連性が強いことが明らかとなった。このことを鑑みると、障害者施設における権利侵害の予防を促進するためにはやはり適切な社会福祉の教育を受けた専門資格者が支援に携わる必要性が重要であると考え。現状では、社会福祉の国家資格は業務独占ではなく名称独占ではあるが、国家資格の有資格者が障害者施設において支援者として配置されることが権利侵害の予防に連結すると考える。また、その実現に向けて、前述した所得をはじめとした支援者の労働環境の改善が喫緊の課題であるといえよう。

#### (6) 権利侵害の発生率の共通性

今回実施した調査のうち平成21年度に実施したA県内における障害者施設31施設に対する調査と平成22年度に実施した全国調査を通して地域間格差と同時に権利侵害に関する共通性がみられた。すなわち「利用者を殴ったりたたいたりしたことがある」という問に対し「ある」と回答した人は、平成21年度では全体の10.2%がまた平成22年度では全体の10.7%となっていた。つまり、「殴る・たたく」といういわゆる身体的虐待の発生率に関しては、約10%という発生率の共通性がみられた点が特徴といえよう。海外の先行研究を見ても権利侵害の具体的発生率の共通性がみられた知見は現時点では見当たらない。この発生率の共通性は、日本社会における独自性としてとらえるべきかあるいは海外においても共通性がみられるものとして把握するかは今後の大きな課題である。しかしながら、現状の日本社会において、障害を持つ人々に対する権利侵害の中心的概念となる身体的虐待の発生率の共通性が具体的数値として明らかになったことは、新たな重要な知見の確認であり、今後の障害を持つ人々に対する権利侵害の発生予防及び問題解決に向けた一石を投じることとなる。

#### (7) 勤務体制と権利侵害との関連性

3年間の調査研究において例年自由記述で多く記載されていた点が、勤務体制と権利侵害との実態である。「勤務における職員配置があと少し多く配置されたならば、余裕を持って支援を行うことができる」という記述が例年見られた。「現時点では虐待には至っていないが、業務に余裕がないとイライラする。もう少し職員の数が多ければ余裕をもって

支援をすることができる。」また「職員配置数が減る夜勤がこわい。」という内容が多々見られた。このようなことから権利侵害の予防の実現化を図るためには、障害者施設における職員の配置数の増加が重要かつ喫緊の課題であるといえよう。

#### (8) 支援者の仕事に対する意識

平成22年度の全国調査では、回答者の仕事に対する意識調査も行った。その結果、仕事に対する前向き(積極的な)意識が強く確認された。

##### ① 「仕事を通じて成長した」

この質問項目に関しては、回答者1,135名のうち676名(59.6%)が「そう思う」とし、次いで「どちらかといえばそう思う」が402名(35.4%)だった。つまり、全体の60%近くが障害を持つ人々の支援という仕事に携わった結果、自己成長がみられたという仕事に対して極めて前向きな認識をしていることが確認された。

##### ② 「今の仕事は私に適している」

この質問項目に関しては、回答者1,135名のうち336名(29.6%)が「そう思う」と回答し、次いで「どちらかというところそう思う」が全体の603名(53.2%)だった。障害を持つ人々に対する支援という仕事に対する適性について、強い肯定的回答が全体の約30%には留まっていたものの、肯定的意見は全体の80%を超えていた事実は重視すべきだと考える。すなわち、障害を持つ人々に対する支援に対して少なくとも自己視点からは適性について肯定的な回答が得られた。

##### ③ 「やり甲斐のある仕事をしたという感じが得られる」

この質問に関しては、1,135名の回答者のうち430名(38%)が「そう思う」と回答し、次いで「どちらかというところそう思う」が517名(45.6%)となっていた。つまり「やり甲斐のある仕事」として認識しているのは全体の80%を超えていた。以上の結果から、全国調査を通して障害を持つ人々の支援に携わっている支援者は、支援という仕事に対して肯定的な意識を持ちまた自己成長をしているという極めて前向きな認識が結果が得られている事実が確認された。

#### (9) 支援者の労働の阻害要因

平成22年度の全国調査では、回答者の仕事に対する意識調査も行った。その結果、次のような労働に対する阻害要因が明らかに

なった。

① 休暇時間遺体する不満

「休暇時間は自分の思うように利用することができる」というこの質問に関しては、1,135名の回答者のうち「どちらかというともう思わない」が231名(20.4%)、「もう思わない」が261名(23%)で、否定的な回答が全体の40%を超えていた。休憩は、適切な労働心については支援に結び付く重要な要素であると考えられる。よって、適切な休憩時間の確保が今後の適切な支援の実現に向けて重要課題であるといえよう。

② 労働時間の不適切さ

「今の労働時間は適当だと思う」という質問に関しては、「どちらかといえばもう思わない」が234名(20.6%)で「もう思わない」が184名(16.2%)となっていた。つまり、全体の35%以上が労働時間に対する不満足度を抱えていた事実が明らかになった。

③ 給料に対する不満

「仕事の成果と給料は釣り合いがとれている」という質問に関しては、1,135名の回答者のうち、329名(29%)が「どちらかというともう思わない」とし、217名(19.1%)が「もう思わない」と回答した。つまり約48%の回答者が仕事の成果と給与との不釣り合いを感じている結果が得られた。また、「給与は私の年齢・地位にふさわしい」という質問に関しては、「どちらかというともう思わない」が316名(27.9%)で「もう思わない」が245名(21.6%)で、否定的な回答が全体の約50%近くに及んでいた。このような結果から、障害を持つ人々の支援に携わる人々の労働環境のうち、所得(給与)に対する不満足度は極めて高いという事実が確認された。

障害を持つ人々に対する“支援”という生きた行為の労働について鑑みると、支援者を取り巻く労働環境は極めて重要課題であると考えられる。

本研究では、全国調査を通し実際に支援に携わっている支援者の労働環境に対する生の声の一部を反映できたと考える。よりよい支援を実現するには、前述した労働環境の否定的要因を改善し、支援を行う支援者のよりよい労働環境の構築が喫緊の課題であると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計0件)

[学会発表] (計2件)

- ① 増田公香、「障害を持つ人々の権利侵害と支援者を取り巻く環境との要因分析—知的障害者施設における支援者の視点からみた実態把握—」第57回日本社会福祉学会全国大会
- ② 増田公香、「障害を持つ人々の権利侵害と支援者を取り巻く環境—A県内の知的障害者施設における支援者の視点からみた実態把握—」第58回日本社会福祉学会全国大会

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

増田 公香 (KIMIKA MASUDA)

聖学院大学人間福祉学部人間福祉学科・教授

研究者番号：60316776

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし